



熊労発基 1225 第 4 号
令和 2 年 12 月 25 日

建設業労働災害防止協会熊本県支部長 殿

熊本労働局長



定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて

平素より、労働基準行政の推進に御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標題について、令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 7 号をもって厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達があったため、了知いただくとともに、貴下会員その他関係機関等に周知いただくよう、お願い申し上げます。

熊本労働局労働基準部健康安全課
〒860 - 8514 熊本市西区春日 2-10-1
熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階
担当 労働衛生専門官 川田浩平
電話 096-355-3186

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に基づく定期健康診断等について、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代:「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において、「生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用する PHR との関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を 2022 年度を目処に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策も含め、2020 年夏までに工程化する。」等とされたことを踏まえ、健康・医療・介護情報利活用検討会健診等情報利活用ワーキンググループの事業主健診作業班において、事業主健診における PHR の推進のため、その在り方や実施方法等について検討を行ったところである。

本作業班における検討を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 45 条の 2 の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血糖検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づく特定健康診査との整合を図り、下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、下記については、本日からの取扱いとすること。

記

血糖検査は、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビン A1c 検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。

また、ヘモグロビン A1c (NGSP 値) を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除いて実施することとする。

なお、本通達をもって、「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」(平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号)の記の 3 の血糖検査の取扱いを廃止する。